

## 福島県後期高齢者医療広域連合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、福島県後期高齢者医療広域連合の規約変更について申請を許可したので、同条第5項の規定により公表します。

### 【許可の内容】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなる。これにより当該広域連合において「被保険者証」等の用語を使用しており、用語を改める必要が生じたため、次のとおり規約変更を行った。

- ・別表第2中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。
- ・附則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。